

駐車禁止除外指定車標章（事業所用）の交付申請手続き

様式の名称	駐車禁止除外指定車標章交付申請書（様式第1号の7（その2））
受付期間等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時45分まで</p> <p>交付までの期間：申請から5日（行政庁の休日を除く。）以内</p> <p>（更新手続きは、有効期限満了日の1か月前から受け付けています。）</p>
受付場所	<p>大阪府警察本部庁舎1階受付</p> <p>受付は、混雑を避けるため事前に受付件数を調整しています。</p> <p>申請前に大阪府警察本部交通部交通規制課規制第二係</p> <p>06-6943-1234（内線51851）まで電話予約して下さい。</p>
必要書類等	<p>1 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（事業所用）</p> <p>2 自動車保管場所の見取図・誓約書</p> <p>（ウェブサイトからダウンロードできます。）</p> <p>3 自動車検査証の写し</p> <p>4 上記1, 2, 3は全事業者の必須書類で下記は事業所別の必要書類</p> <p>(1) 医師（緊急往診に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師免許証の写し ・医院開設届・開設許可の写し ・勤務医の場合、勤務証明書 ・車両使用承諾書（自動車検査証の車両使用者欄が医師と異なる場合） <p>(2) 福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定書（認可証）又は指定更新通知書の写し（市町村長発行） <p>※8ナンバー車両に限る。</p> <p>（自動車検査証の車体の形状欄：車いす移動車、患者輸送車、身体障害者輸送車に限る。）</p> <p>(3) 介護タクシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の許可書（認可証）の写し

手数料	無料
備考	大阪府道路交通規則第2条の7第3項第9号に該当する車両は、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、公安委員会の駐車禁止規制の対象から除外されます。

駐車禁止除外指定車標章（歩行困難者等用）の交付申請手続き

様式の名称	駐車禁止除外指定車標章交付申請書（別記様式第1号の7（その1））
受付期間等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時45分まで</p> <p>交付までの期間：申請から3日（行政庁の休日を除く。）以内</p>
受付場所	<p>大阪府下の警察署（大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。）交通課 又は大阪府警察本部交通部交通規制課</p>
<p>必要書類等</p> <p>（更新時）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者等用） （ウェブページからダウンロードできます。） ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳等 ・ 上記に加え、現在使用中（交付を受けている）の駐車禁止除外指定車標章 （更新手続きは、有効期限満了日の1か月前から受け付けています。） <p><代理人が申請される場合></p> <p>上記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行困難な身体障がい者等（以下「歩行困難者等」という。）の住民票の写し（申請日の前3か月以内に作成された個人番号の記載がないもの。） ・ 委任状又は歩行困難者等と申請者の続柄を確認できる書面等 ・ 代理人の身分を証明する書類（運転免許証等） <p>※ その他、審査に必要な資料の提出を求めることがあります。</p>
手数料	無 料
備 考	<p>歩行困難者等が現に使用中の車両については、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、公安委員会の駐車禁止規制対象から除外されます。</p> <p>詳しくは、大阪府下の警察署又は大阪府警察本部交通部交通規制課にお問い合わせください。</p>